



厚生労働省
千葉労働局発表
平成29年10月31日

【照会先】

千葉労働局 職業安定部 職業対策課
課長 中村 芳明
課長補佐 山田 匡彦
高齢者対策担当官 進藤 誠
電話 043(221)4392

報道関係者 各位

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果

千葉労働局では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成29年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢労働者の状況

- 31人以上規模企業における60歳以上の労働者数は102,277人と全労働者の14.1%
→ 平成21年と比較すると、48,531人(90.2%)増加、労働者割合は3.8P増加
51人以上規模企業における60歳以上の労働者数は90,810人、全労働者の13.8%
→ 平成17年と比較すると、66,429人(272.5%)増加、労働者割合は7.7P増加

2 高年齢者雇用確保措置の実施状況

31人以上規模企業における高年齢者雇用確保措置を実施している企業割合は99.6%(前年から1.6P増加)

- ① 中小企業(31~300人規模)は99.6%の実施(前年から1.6P増加)
② 大企業(301人以上規模)は99.7%の実施(前年から0.6P増加)

3 定年制の廃止及び65歳以上定年企業の状況

31人以上規模企業における定年制の廃止及び65歳以上定年企業は1,207社(前年から105社増)、報告対象企業(4,428社)に対する割合は27.3%(前年から1.4ポイント上昇)

- ① 定年制廃止企業は190社(同14社増)、企業割合4.3%(同0.2ポイント上昇)
② 65歳以上定年企業は1,017社(同91社増)、企業割合は23.0%(同1.2ポイント上昇)

【定年制の廃止企業】

- ・中小企業は187社(同14社増)、企業割合4.6%(同0.2ポイント上昇)
- ・大企業は3社(増減なし)、企業割合0.8%(同0.1ポイント低下)

【65歳以上定年企業】

- ・中小企業は968社(同88社増加)、企業割合23.8%(同1.3ポイント上昇)
- ・大企業は49社(同3社増加)、企業割合13.6%(同0.1ポイント上昇)

4 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

31人以上規模企業における希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は296社（前年から54社増加）、企業割合は6.7%となり前年から1.0ポイント上昇した。

- ① 中小企業は288社（同53社増加）、企業割合7.1%（同1.1ポイント上昇）
- ② 大企業は8社（同1社増加）、企業割合2.2%（同0.1ポイント上昇）

5 70歳以上まで働ける企業の状況 【全国平均は22.6%、全国3位】

31人以上規模企業における70歳以上まで働ける企業は1,315社と前年から124社増加し企業割合は29.7%となり、前年から1.7ポイント上昇した。

- ① 中小企業は1,247社（同116社増加）、企業割合30.6%（同1.7ポイント上昇）
- ② 大企業は68社（同8社増加）、企業割合18.9%（同1.3ポイント上昇）

6 課題と取組み

法により義務付けられた雇用確保措置が実施できていない17社（報告対象企業の0.4%）に対しては、重点的な個別指導を実施し、早期改善を図ります。

働き続けることを希望する全ての労働者が、66歳以上まで雇用される企業割合は、前年から1.0P増加し6.7%となったものの、年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現のためには、更にこれを高める必要があります。

千葉労働局・ハローワークでは、65歳以上への定年の引上げや定年の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のための支援策である「65歳超雇用推進助成金」の活用促進を図り、生涯現役社会の実現に取り組めます。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業4,428社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

<集計対象>

千葉県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業4,428社（昨年度実績4,251社）

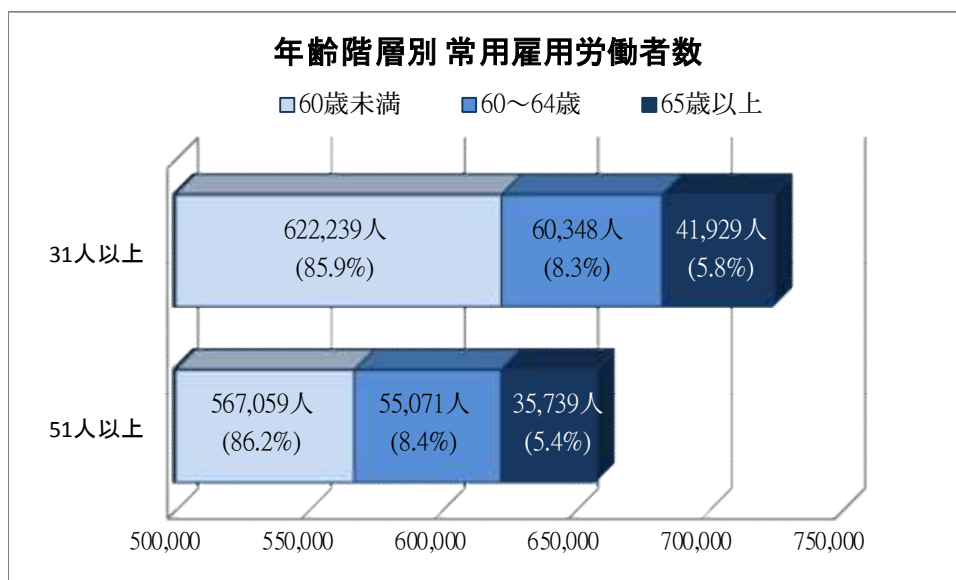
企業規模区分		企業数	対前年差
合計		4,428社	177社 (+4.2%)
大企業	301人以上規模	359社	18社 (+5.3%)
中小企業	小計	4,069社	159社 (+4.1%)
	31～50人規模	1,690社	70社 (+4.3%)
	51～300人規模	2,379社	89社 (+3.9%)

1 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数 724,516 人のうち、60歳以上の常用労働者数は 102,277 人で全常用労働者の 14.1%を占めている。

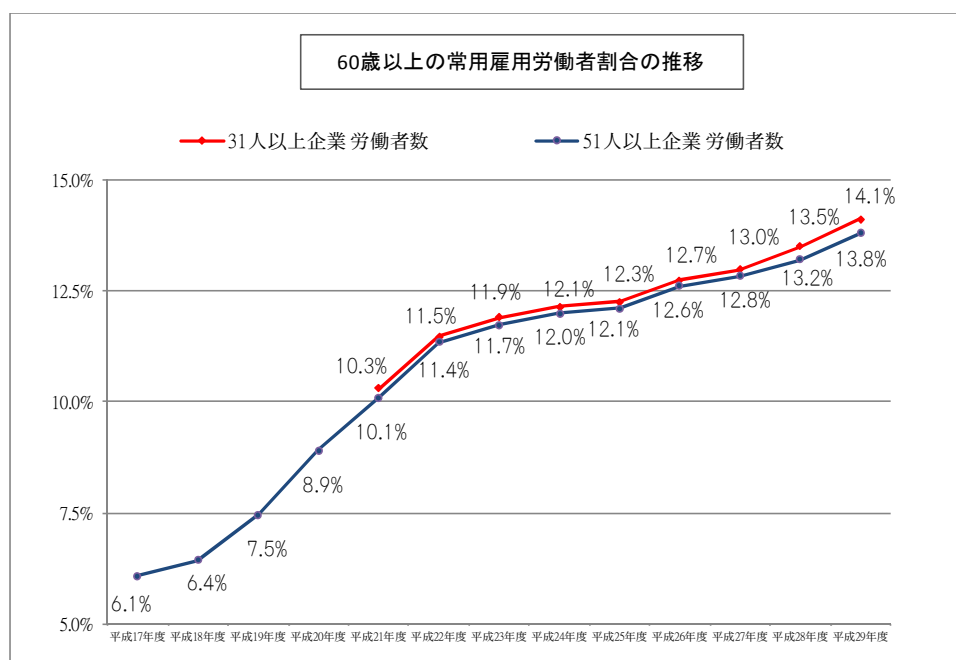
年齢階級別に見ると、60～64歳が 60,348 人(8.3%)、65～69歳が 29,280 人(4.0%)、70歳以上が 12,649 人(1.7%)となっている。



(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は 90,810 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、66,429 人(272.8%)増加している。

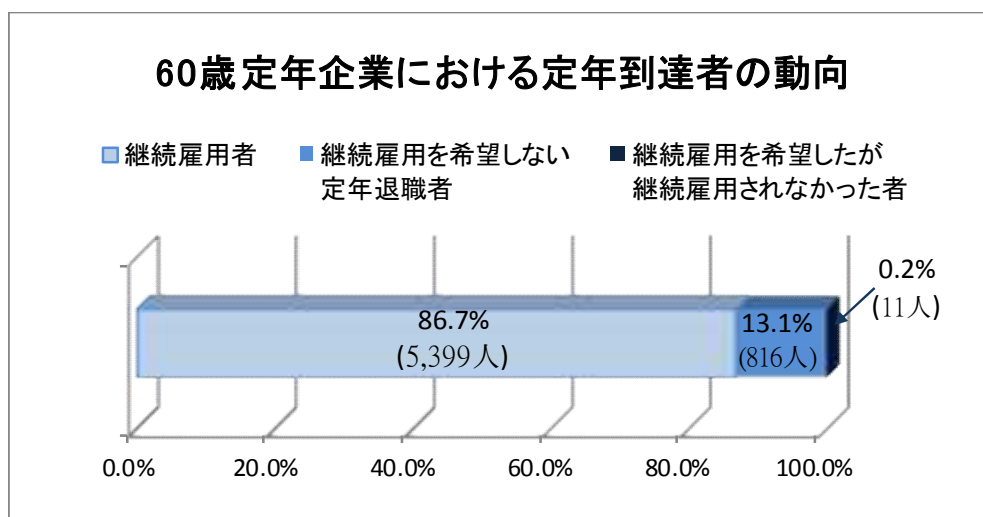
全労働者に対する割合は 13.8%となり、平成 17 年から 7.7P 増加した。



2 定年到達者等の動向について

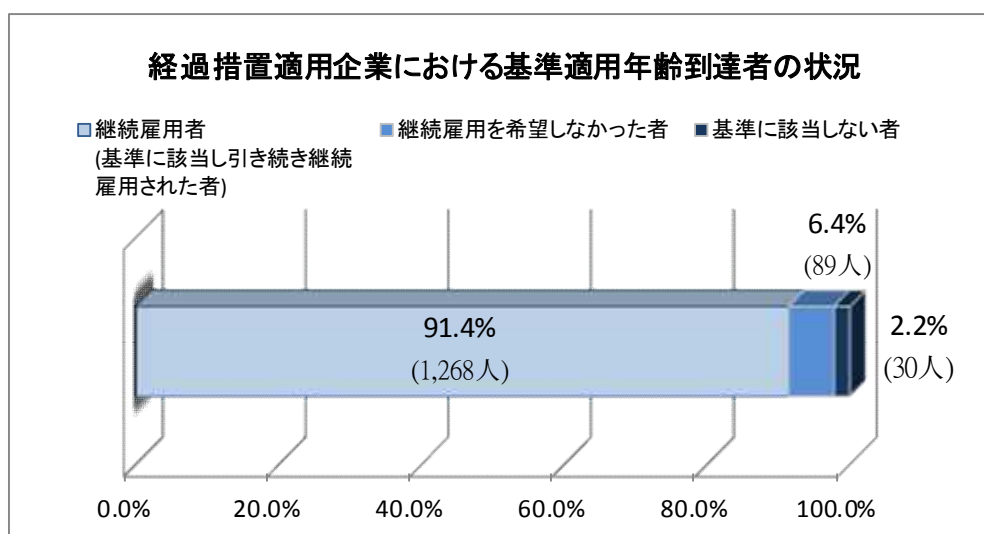
(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(6,226人)のうち、継続雇用された者は5,399人(86.7%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は141人)、継続雇用を希望しない定年退職者は816人(13.1%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は11人(0.2%)となっている。



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(62歳)に到達した者(1,387人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,268人(91.4%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は89人(6.4%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は30人(2.2%)となっている。

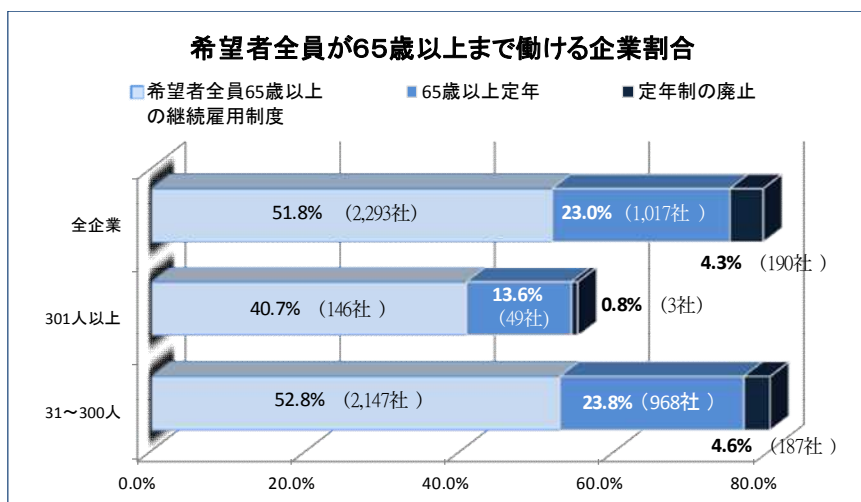


3 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、3,500社(対前年差260社増加)、報告した全ての企業に占める割合は79.0%(同2.8ポイント上昇)となっている。

- ① 中小企業では3,302社(同238社増加)、81.2%(同2.8ポイント上昇)、
- ② 大企業では198社(同22社増加)、55.2%(同3.6ポイント上昇)となっている。



(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、190社(同14社増加)、報告した全ての企業に占める割合は4.3%(同0.2ポイント上昇)となっている。

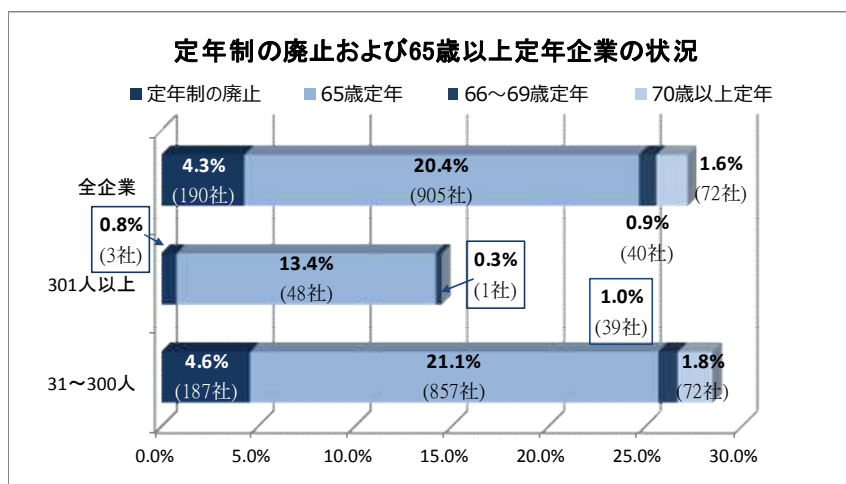
- 中小企業では187社(同14社増加)、4.6%(同0.2ポイント上昇)、
- 大企業では3社(増減なし)、0.8%(同0.1ポイント低下)

- ② 65歳以上定年企業は、1,017社(同91社増加)、報告した全ての企業に占める割合は23.0%(同1.2ポイント上昇)となっている。

- 中小企業では968社(同88社増加)、23.8%(同1.3ポイント上昇)、
- 大企業では49社(同3社増加)、13.6%(同0.1ポイント上昇)

- ③ 定年年齢別に見ると、

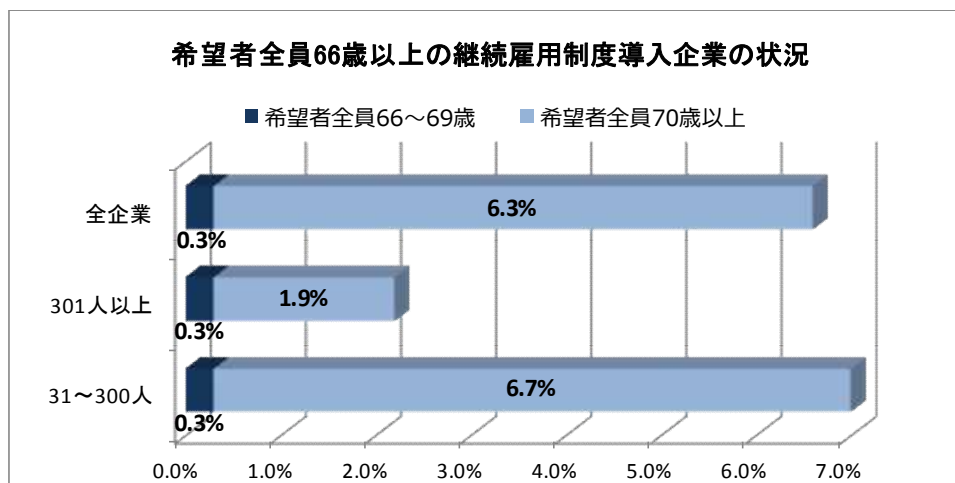
- 65歳定年の企業は905社(同41社増加)、20.4%(同0.1ポイント上昇)、
- 66~69歳定年の企業は40社(同36社増加)、0.9%(同0.8ポイント上昇)
- 70歳以上定年の企業は72社(同14社増加)、1.6%(同0.2ポイント上昇)



(3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、296 社 (同 54 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 6.7% (同 1.0 ポイント上昇) となっている。

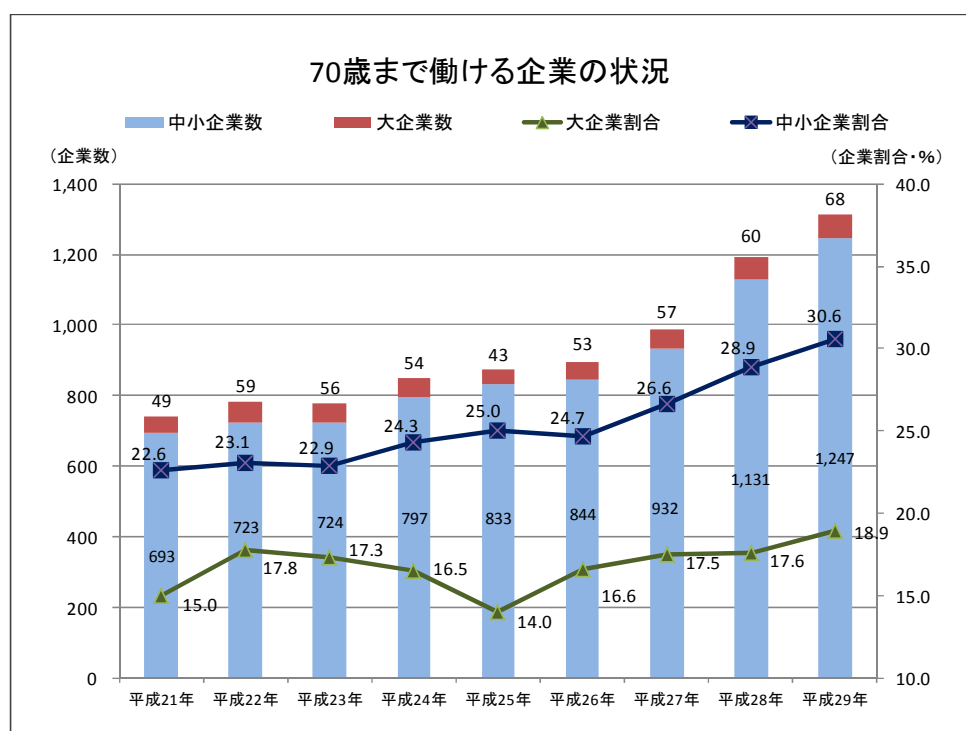
- ① 中小企業では 288 社 (同 53 社増加)、7.1% (同 1.1 ポイント上昇)
- ② 大企業では 8 社 (同 1 社増加)、2.2% (同 0.1 ポイント上昇)
- ③ 上限年齢 66～69 歳は 15 社 (同 5 社増加)、0.3% (同 0.1 ポイント上昇)
- ④ 上限年齢 70 歳以上は 281 社 (同 49 社増加)、6.3% (同 0.8 ポイント上昇)



(4) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、1,315 社 (同 124 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 29.7% (同 1.7 ポイント上昇) となっている。

- ① 中小企業では 1,247 社 (同 116 社増加)、30.6% (同 1.7 ポイント上昇)、
- ② 大企業では 68 社 (同 8 社増加)、18.9% (同 1.3 ポイント上昇)



4 高齢者雇用確保措置の実施状況

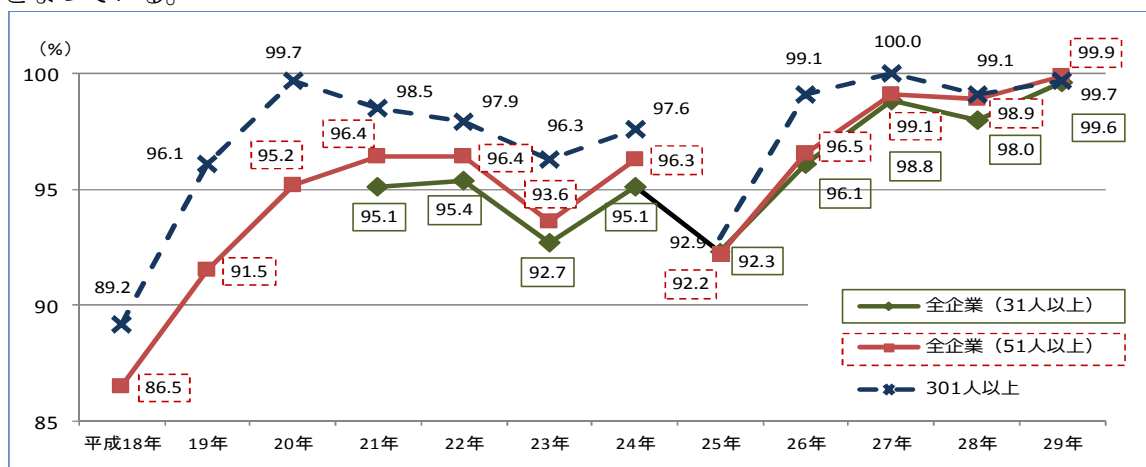
(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は99.6%(4,411社)(対前年差1.6ポイント上昇)、51人以上規模の企業で99.9%(2,734社)(同1.0ポイント上昇)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.4%(17社)(同1.6ポイント低下)、51人以上規模企業で0.1%(4社)(同1.0ポイント低下)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.7%(358社)(同0.6ポイント上昇)、中小企業では99.6%(4,053社)(同1.6ポイント上昇)となっている。



※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

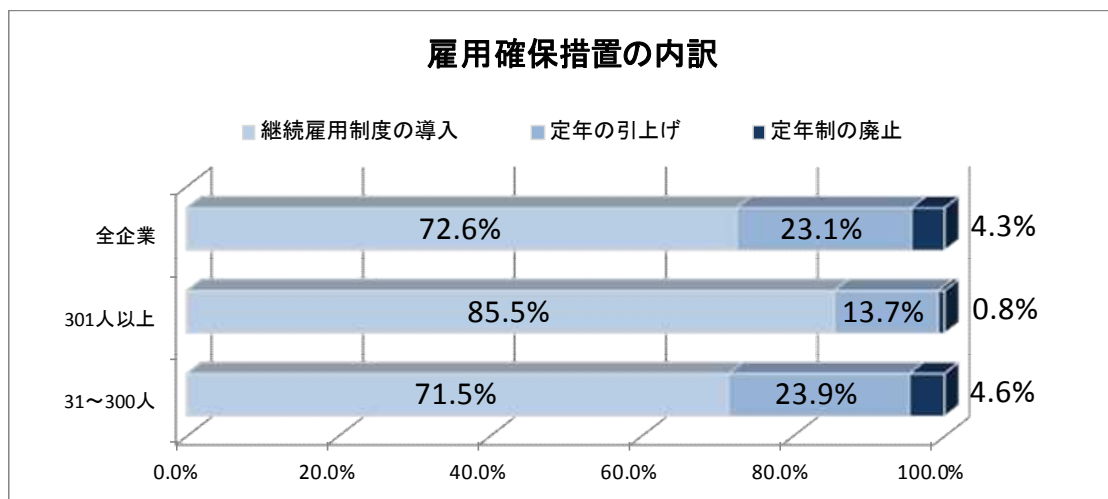
(3) 雇用確保措置の内訳

定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は4.3%(190社)

①「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は23.1%(1,017社)

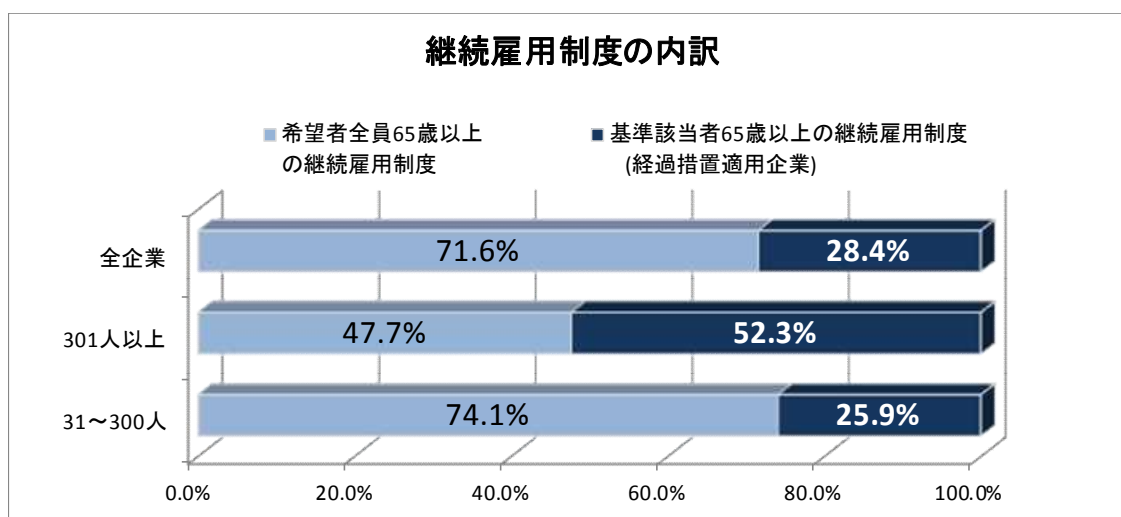
②「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は72.6%(3,204社)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,204社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は71.6%(2,293社)(同1.9ポイント上昇)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は28.4%(911社)(同1.9ポイント低下)となっている。



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,204社)の継続雇用先について、自社のみである企業は95.0%(3,045社)(同0.3ポイント上昇)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は5.0%(159社)(同0.3ポイント低下)となっている。

5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が17社あることから、これら企業に対しては、労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、希望者全員が66歳以上まで雇用される企業割合(6.7%)を増加させるため、「65歳超雇用推進助成金」の活用促進を図る等、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組めます。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	4,053	(3,830)	16	(80)	4,069	(3,910)
	99.6%	(98.0%)	0.4%	(2.0%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,677	(1,567)	13	(53)	1,690	(1,620)
	99.2%	(96.7%)	0.8%	(3.3%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,376	(2,263)	3	(27)	2,379	(2,290)
	99.9%	(98.8%)	0.1%	(1.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	358	(338)	1	(3)	359	(341)
	99.7%	(99.1%)	0.3%	(0.9%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	4,411	(4,168)	17	(83)	4,428	(4,251)
	99.6%	(98.0%)	0.4%	(2.0%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	2,734	(2,601)	4	(30)	2,738	(2,631)
	99.9%	(98.9%)	0.1%	(1.1%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31~50人	99.2%	(96.7%)	0.8%	(3.3%)				
	51~100人	99.8%	(98.9%)	0.2%	(1.1%)				
	101~300人	100.0%	(98.8%)	0.0%	(1.2%)				
	301~500人	99.4%	(99.4%)	0.6%	(0.6%)				
	501~1,000人	100.0%	(99.1%)	0.0%	(0.9%)				
	1,001人以上	100.0%	(98.3%)	0.0%	(1.7%)				
	合計	99.6%	(98.0%)	0.4%	(2.0%)				
産業別		31人以上		51人以上					
	農、林、漁業	97.1%	(93.8%)	100.0%	(100.0%)	2.9%	(6.3%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.0%	(98.6%)	100.0%	(99.1%)	1.0%	(1.4%)	0.0%	(0.9%)
	製造業	99.6%	(98.6%)	100.0%	(99.1%)	0.4%	(1.4%)	0.0%	(0.9%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(97.8%)	100.0%	(98.2%)	0.0%	(2.2%)	0.0%	(1.8%)
	運輸、郵便業	99.5%	(98.4%)	99.7%	(99.2%)	0.5%	(1.6%)	0.3%	(0.8%)
	卸売業、小売業	99.7%	(98.2%)	99.7%	(99.1%)	0.3%	(1.8%)	0.3%	(0.9%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(98.6%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(1.4%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(95.1%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(4.9%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(97.0%)	100.0%	(96.1%)	0.0%	(3.0%)	0.0%	(3.9%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(97.3%)	100.0%	(98.3%)	0.0%	(2.7%)	0.0%	(1.7%)
	教育、学習支援業	100.0%	(93.0%)	100.0%	(95.5%)	0.0%	(7.0%)	0.0%	(4.5%)
	医療、福祉	99.8%	(98.7%)	99.7%	(98.9%)	0.2%	(1.3%)	0.3%	(1.1%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.3%	(97.1%)	100.0%	(98.8%)	0.7%	(2.9%)	0.0%	(1.2%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
合計	99.6%	(98.0%)	99.9%	(98.9%)	0.4%	(2.0%)	0.1%	(1.1%)	

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計(①+②+③)	
31~300人	187	(173)	968	(680)	2,898	(2,777)	4,053	(3,830)
	4.6%	(4.5%)	23.9%	(23.0%)	71.5%	(72.5%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	116	(108)	442	(390)	1,119	(1,069)	1,677	(1,567)
	6.9%	(6.9%)	26.4%	(24.9%)	66.7%	(68.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	71	(65)	526	(490)	1,779	(1,708)	2,376	(2,263)
	3.0%	(2.9%)	22.1%	(21.7%)	74.9%	(75.5%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	3	(3)	49	(46)	306	(289)	358	(338)
	0.8%	(0.9%)	13.7%	(13.6%)	85.5%	(85.5%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	190	(176)	1,017	(926)	3,204	(3,066)	4,411	(4,168)
	4.3%	(4.2%)	23.1%	(22.2%)	72.6%	(73.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	74	(68)	575	(536)	2,085	(1,997)	2,734	(2,601)
	2.7%	(2.6%)	21.0%	(20.6%)	76.3%	(76.8%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度		②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)		合計(①+②)	
31~300人	2,147	(2,011)	751	(766)	2,898	(2,777)
	74.1%	(72.4%)	25.9%	(27.6%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	915	(853)	204	(216)	1,119	(1,069)
	81.8%	(79.8%)	18.2%	(20.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	1,232	(1,158)	547	(550)	1,779	(1,708)
	69.3%	(67.8%)	30.7%	(32.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	146	(127)	160	(162)	306	(289)
	47.7%	(43.9%)	52.3%	(56.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	2,293	(2,138)	911	(928)	3,204	(3,066)
	71.6%	(69.7%)	28.4%	(30.3%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	1,378	(1,285)	707	(712)	2,085	(1,997)
	66.1%	(64.3%)	33.9%	(35.7%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計(①~⑦)									
		②自社親会社・子会社	③自社関連会社等	④自社親会社・子会社関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社関連会社等	⑦関連会社等	小計(②~⑦)										
31~300人	2,790	(2,662)	63	(66)	13	(17)	16	(14)	9	(9)	1	(1)	6	(8)	108	(115)	2,898	(2,777)
	96.3%	(95.9%)	2.2%	(2.4%)	0.4%	(0.6%)	0.6%	(0.5%)	0.3%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.2%	(0.3%)	3.7%	(4.1%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,094	(1,035)	16	(18)	3	(6)	1	(4)	3	(3)	0	(0)	2	(3)	25	(34)	1,119	(1,069)
	97.8%	(96.8%)	1.4%	(1.7%)	0.3%	(0.6%)	0.1%	(0.4%)	0.3%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.2%	(0.3%)	2.2%	(3.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	1,696	(1,627)	47	(48)	10	(11)	15	(10)	6	(6)	1	(1)	4	(5)	83	(81)	1,779	(1,708)
	95.3%	(95.3%)	2.6%	(2.8%)	0.6%	(0.6%)	0.8%	(0.6%)	0.3%	(0.4%)	0.1%	(0.1%)	0.2%	(0.3%)	4.7%	(4.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	255	(242)	24	(21)	3	(3)	16	(16)	7	(6)	0	(0)	1	(1)	51	(47)	306	(289)
	83.3%	(83.7%)	7.8%	(7.3%)	1.0%	(1.0%)	5.2%	(5.5%)	2.3%	(2.1%)	0.0%	(0.0%)	0.3%	(0.3%)	16.7%	(16.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	3,045	(2,904)	87	(87)	16	(20)	32	(30)	16	(15)	1	(1)	7	(9)	159	(162)	3,204	(3,066)
	95.0%	(94.7%)	2.7%	(2.8%)	0.5%	(0.7%)	1.0%	(1.0%)	0.5%	(0.5%)	0.0%	(0.0%)	0.2%	(0.3%)	5.0%	(5.3%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	1,951	(1,869)	71	(69)	13	(14)	31	(26)	13	(12)	1	(1)	5	(6)	134	(128)	2,085	(1,997)
	93.6%	(93.6%)	3.4%	(3.5%)	0.6%	(0.7%)	1.5%	(1.3%)	0.6%	(0.6%)	0.0%	(0.1%)	0.2%	(0.3%)	6.4%	(6.4%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度		
31～300人	187 (173)	968 (880)	2,147 (2,011)	3,302 (3,064)	4,069 (3,910)
	4.6% (4.4%)	23.8% (22.5%)	52.8% (51.4%)	81.2% (78.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	116 (108)	442 (390)	915 (853)	1,473 (1,351)	1,690 (1,620)
	6.9% (6.7%)	26.2% (24.1%)	54.1% (52.7%)	87.2% (83.4%)	100.0% (100.0%)
51～300人	71 (65)	526 (490)	1,232 (1,158)	1,829 (1,713)	2,379 (2,290)
	3.0% (2.8%)	22.1% (21.4%)	51.8% (50.6%)	76.9% (74.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (3)	49 (46)	146 (127)	198 (176)	359 (341)
	0.8% (0.9%)	13.6% (13.5%)	40.7% (37.2%)	55.2% (51.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	190 (176)	1,017 (926)	2,293 (2,138)	3,500 (3,240)	4,428 (4,251)
	4.3% (4.1%)	23.0% (21.8%)	51.8% (50.3%)	79.0% (76.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	74 (68)	575 (536)	1,378 (1,285)	2,027 (1,889)	2,738 (2,631)
	2.7% (2.6%)	21.0% (20.4%)	50.3% (48.8%)	74.0% (71.8%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
31～300人	187 (173)	857 (818)	39 (4)	72 (58)	1,155 (1,053)	4,069 (3,910)
	4.6% (4.4%)	21.1% (20.9%)	1.0% (0.1%)	1.8% (1.5%)	28.4% (26.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	116 (108)	381 (358)	20 (1)	41 (31)	558 (498)	1,690 (1,620)
	6.9% (6.7%)	22.5% (22.1%)	1.2% (0.1%)	2.4% (1.9%)	33.0% (30.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	71 (65)	476 (460)	19 (3)	31 (27)	597 (555)	2,379 (2,290)
	3.0% (2.8%)	20.0% (20.1%)	0.8% (0.1%)	1.3% (1.2%)	25.1% (24.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (3)	48 (46)	1 (0)	0 (0)	52 (49)	359 (341)
	0.8% (0.9%)	13.4% (13.5%)	0.3% (0.0%)	0.0% (0.0%)	14.5% (14.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	190 (176)	905 (864)	40 (4)	72 (58)	1,207 (1,102)	4,428 (4,251)
	4.3% (4.1%)	20.4% (20.3%)	0.9% (0.1%)	1.6% (1.4%)	27.3% (25.9%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	74 (68)	524 (506)	20 (3)	31 (27)	649 (604)	2,738 (2,631)
	2.7% (2.6%)	19.1% (19.2%)	0.7% (0.1%)	1.1% (1.0%)	23.7% (23.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「②65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

(社、%)

	希望者全員66歳以上		合計 (①+②)	報告した全ての 企業
	①66歳～69歳	②70歳以上		
	31～300人	14 (09) 0.3% (0.2%)		
31～50人	8 (5) 0.5% (0.3%)	124 (108) 7.3% (6.7%)	132 (113) 7.8% (7.0%)	1,690 (1,620) 100.0% (100.0%)
51～300人	6 (4) 0.3% (0.2%)	150 (118) 6.3% (5.2%)	156 (122) 6.6% (5.3%)	2,379 (2,290) 100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1) 0.3% (0.3%)	7 (6) 1.9% (1.8%)	8 (7) 2.2% (2.1%)	359 (341) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	15 (10) 0.3% (0.2%)	281 (232) 6.3% (5.5%)	296 (242) 6.7% (5.7%)	4,428 (4,251) 100.0% (100.0%)
51人以上 総計	7 (5) 0.3% (0.2%)	157 (124) 5.7% (4.7%)	164 (129) 6.0% (4.9%)	2,738 (2,631) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

本表は定年年齢が70歳以上の企業も含めて計上しているため、「②70歳以上」は表7の「希望者全員70歳以上」に対応しない。「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③70歳以上までの継続雇用制度			合計 (①+②+③+④)	報告した全ての 企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	④ その他の制度で70歳 以上まで雇用		
31～50人	116 (108) 6.9% (6.7%)	41 (31) 2.4% (1.9%)	119 (106) 7.0% (6.5%)	201 (179) 11.9% (11.0%)	75 (67) 4.4% (4.1%)	552 (491) 32.7% (30.3%)	1,690 (1,620) 100.0% (100.0%)
51～300人	71 (65) 3.0% (2.8%)	31 (27) 1.3% (1.2%)	144 (113) 6.1% (4.9%)	299 (276) 12.6% (12.1%)	150 (159) 6.3% (6.9%)	695 (640) 29.2% (27.9%)	2,379 (2,290) 100.0% (100.0%)
301人以上	3 (3) 0.8% (0.9%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	7 (6) 1.9% (1.8%)	42 (32) 11.7% (9.4%)	16 (19) 4.5% (5.6%)	68 (60) 18.9% (17.6%)	359 (341) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	190 (176) 4.3% (4.1%)	72 (58) 1.6% (1.4%)	270 (225) 6.1% (5.3%)	542 (487) 12.2% (11.5%)	241 (245) 5.4% (5.8%)	1,315 (1,191) 29.7% (28.0%)	4,428 (4,251) 100.0% (100.0%)
51人以上 総計	74 (68) 2.7% (2.6%)	31 (27) 1.1% (1.0%)	151 (119) 5.5% (4.5%)	341 (308) 12.5% (11.7%)	166 (178) 6.1% (6.8%)	763 (700) 27.9% (26.6%)	2,738 (2,631) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上までの継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表8 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合		70歳以上まで働ける企業割合	
北海道	99.7%	(99.7%)	76.4%	(75.3%)	20.9%	(19.9%)
青森	100.0%	(99.4%)	81.2%	(79.8%)	26.0%	(23.8%)
岩手	99.4%	(99.4%)	87.5%	(86.5%)	26.2%	(24.1%)
宮城	99.7%	(99.4%)	78.4%	(76.8%)	24.1%	(22.2%)
秋田	99.6%	(99.9%)	81.6%	(81.1%)	33.7%	(32.9%)
山形	98.6%	(99.5%)	74.7%	(73.1%)	21.1%	(20.3%)
福島	99.3%	(99.0%)	80.1%	(78.5%)	20.9%	(20.3%)
茨城	99.9%	(99.8%)	81.9%	(80.4%)	23.2%	(20.7%)
栃木	100.0%	(99.9%)	78.3%	(76.9%)	21.9%	(19.6%)
群馬	99.8%	(99.5%)	80.7%	(79.2%)	21.5%	(20.1%)
埼玉	99.6%	(99.7%)	81.8%	(80.4%)	24.7%	(22.7%)
千葉	99.6%	(98.0%)	79.0%	(76.2%)	29.7%	(28.0%)
東京	99.7%	(99.5%)	70.9%	(68.9%)	17.0%	(16.0%)
神奈川	99.7%	(99.8%)	75.2%	(74.0%)	21.2%	(20.1%)
新潟	99.9%	(99.7%)	77.5%	(75.5%)	26.2%	(23.7%)
富山	99.9%	(99.9%)	70.9%	(69.6%)	31.2%	(29.1%)
石川	99.9%	(99.4%)	78.1%	(76.6%)	20.0%	(19.2%)
福井	100.0%	(100.0%)	76.3%	(76.5%)	20.6%	(19.0%)
山梨	99.7%	(99.4%)	74.2%	(72.8%)	20.0%	(19.5%)
長野	99.9%	(99.6%)	79.8%	(78.1%)	25.8%	(24.4%)
岐阜	99.9%	(100.0%)	83.0%	(82.8%)	28.7%	(27.0%)
静岡	99.7%	(99.5%)	79.3%	(77.9%)	24.4%	(23.7%)
愛知	99.9%	(99.9%)	74.7%	(73.5%)	25.5%	(24.6%)
三重	99.9%	(100.0%)	79.6%	(78.5%)	25.8%	(24.6%)
滋賀	99.3%	(98.6%)	75.3%	(74.0%)	21.6%	(17.7%)
京都	99.2%	(99.1%)	77.7%	(76.8%)	21.3%	(19.9%)
大阪	99.9%	(99.8%)	71.1%	(69.4%)	21.0%	(19.9%)
兵庫	99.4%	(99.1%)	73.1%	(72.2%)	20.9%	(19.5%)
奈良	99.2%	(99.2%)	82.2%	(81.3%)	29.2%	(25.9%)
和歌山	99.8%	(99.5%)	78.9%	(78.0%)	25.5%	(24.1%)
鳥取	100.0%	(99.9%)	73.1%	(71.4%)	22.2%	(22.1%)
島根	99.8%	(99.8%)	80.0%	(80.4%)	29.4%	(29.7%)
岡山	99.7%	(99.7%)	77.4%	(76.3%)	24.7%	(23.3%)
広島	99.6%	(99.5%)	76.1%	(75.5%)	23.8%	(21.8%)
山口	99.9%	(99.8%)	74.8%	(73.6%)	27.9%	(26.2%)
徳島	99.8%	(99.6%)	77.7%	(76.9%)	26.9%	(24.9%)
香川	99.9%	(99.9%)	78.2%	(76.7%)	25.8%	(23.5%)
愛媛	99.7%	(99.8%)	70.5%	(68.6%)	25.3%	(24.9%)
高知	99.7%	(99.7%)	71.9%	(70.2%)	19.8%	(19.9%)
福岡	99.7%	(98.8%)	72.8%	(70.9%)	23.5%	(21.3%)
佐賀	99.9%	(99.2%)	69.8%	(67.1%)	23.6%	(20.9%)
長崎	98.9%	(98.6%)	72.0%	(70.1%)	21.8%	(23.3%)
熊本	99.6%	(99.0%)	76.7%	(74.2%)	20.1%	(18.2%)
大分	100.0%	(100.0%)	86.8%	(85.0%)	26.4%	(24.4%)
宮崎	100.0%	(99.9%)	80.1%	(79.5%)	29.1%	(26.3%)
鹿児島	99.7%	(99.7%)	78.7%	(77.2%)	24.3%	(22.2%)
沖縄	99.6%	(98.8%)	72.5%	(70.6%)	18.8%	(17.9%)
全国計	99.7%	(99.5%)	75.6%	(74.1%)	22.6%	(21.2%)

※31人以上規模企業の状況

()内は、平成28年6月1日現在の数値。

表9-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用 されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,700	6,226	5,399	86.7% (86.3%)	141	2.3% (2.4%)	816	13.1% (13.4%)	11	0.2% (0.3%)	1,066
うち女性	787	2,176	1,937	89.0% (88.5%)	21	1.0% (0.9%)	234	10.8% (11.2%)	5	0.2% (0.4%)	255

※過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表9-2 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を 希望しない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で 基準適用年齢到達者(62歳) がいる企業	350	1,387	1,268	91.4% (92.2%)	89	6.4% (6.2%)	30	2.2% (1.6%)
うち女性	144	371	345	93.0% (93.7%)	21	5.7% (5.7%)	5	1.3% (0.6%)

※平成28年6月1日から平成29年5月31日に経過措置適用企業(60歳～62歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

()内は、平成28年6月1日現在の数値。

表10 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
規模企業 51人以上	平成17年	401,661人	(100.0)	24,381人	(100.0)	18,510人	(100.0)	5,871人	(100.0)
	平成18年	408,205人	(101.6)	26,233人	(107.6)	18,878人	(102.0)	7,355人	(125.3)
	平成19年	426,681人	(106.2)	31,821人	(130.5)	21,991人	(118.8)	9,830人	(167.4)
	平成20年	501,565人	(124.9)	44,687人	(183.3)	31,039人	(167.7)	13,648人	(232.5)
	平成21年	480,325人	(119.6)	48,480人	(198.8)	32,543人	(175.8)	15,937人	(271.5)
	平成22年	583,341人	(145.2)	66,230人	(271.6)	48,508人	(262.1)	17,722人	(301.9)
	平成23年	586,441人	(146.0)	68,811人	(282.2)	52,239人	(282.2)	16,572人	(282.3)
	平成24年	599,137人	(149.2)	71,852人	(294.7)	53,718人	(290.2)	18,134人	(308.9)
	平成25年	595,116人	(148.2)	72,122人	(295.8)	52,569人	(284.0)	19,553人 (4,823人)	(333.0)
	平成26年	621,855人	(154.8)	78,385人	(321.5)	54,330人	(293.5)	24,055人 (5,895人)	(409.7)
	平成27年	612,300人	(152.4)	78,568人	(322.3)	52,457人	(283.4)	26,111人 (6,744人)	(444.7)
	平成28年	631,370人	(157.2)	83,415人	(342.1)	53,148人	(287.1)	30,267人 (8,055人)	(515.5)
	平成29年	657,869人	(163.8)	90,810人	(372.5)	55,071人	(297.5)	35,739人 (10,517人)	(608.7)
規模企業 31人以上	平成21年	521,905人	(100.0)	53,746人	(100.0)	36,060人	(100.0)	17,686人	(100.0)
	平成22年	625,905人	(119.9)	71,870人	(133.7)	52,310人	(145.1)	19,560人	(110.6)
	平成23年	629,798人	(120.7)	74,979人	(139.5)	56,456人	(156.6)	18,523人	(104.7)
	平成24年	647,012人	(124.0)	78,556人	(146.2)	58,058人	(161.0)	20,498人	(115.9)
	平成25年	644,244人	(123.4)	78,991人	(147.0)	56,730人	(157.3)	22,261人 (5,597人)	(125.9)
	平成26年	672,171人	(128.8)	85,670人	(159.4)	58,622人	(162.6)	27,048人 (6,787人)	(152.9)
	平成27年	664,456人	(127.3)	86,326人	(160.6)	56,714人	(157.3)	29,612人 (7,759人)	(167.4)
	平成28年	695,141人	(133.2)	93,911人	(174.7)	58,244人	(161.5)	35,667人 (9,731人)	(201.7)
	平成29年	724,516人	(138.8)	102,277人	(190.3)	60,348人	(167.4)	41,929人 (12,649人)	(237.1)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要 A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めの廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

支給額 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の金額を支給します。

【 A. 65歳以上への定年引上げ 】 【 B. 定年の定めの廃止 】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	A				B
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

※定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

主な 支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定に違反していないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者※が1人以上いること。
※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

受給手続きの流れ

① 定年引上げ等実施後2カ月以内に申請

事業主

① 支給の申請

② 支給の決定

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

(申請は、主たる雇用保険適用事業所の所在する支部：高齢・障害者業務課)

Ⅱ 高齢者雇用環境整備支援コース

概要

高齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです（実施期間：2年以内）。

対象となる措置は以下の通りです。

A. 高齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B. 高齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

支給額

< >内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※ 2

支給額は、A・Bのいずれの場合も

a. 措置に要した費用※1の60% <75%>（中小企業以外は45% <60%>）と

b. 1年以上雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者のうち、

「措置の対象となる人数×28.5万円<36万円>」

を比較して、少ないほうの額を支給します（企業規模問わず1,000万円が上限です）。

支給額のイメージ（中小企業の場合）

【ケース①】

a: 費用の60% > b: 対象者数×28.5万円



➡ 支給額は、b: 対象者数×28.5万円

【ケース②】

a: 費用の60% < b: 対象者数×28.5万円



➡ 支給額は、a: 支給対象経費の60%

※ 1 「B. 高齢者の雇用管理制度の整備」について、1企業につき初めの1回に限り、当該措置の実施に30万円の経費を要したものとみなして算定します（2回目以降は実費で算定）。

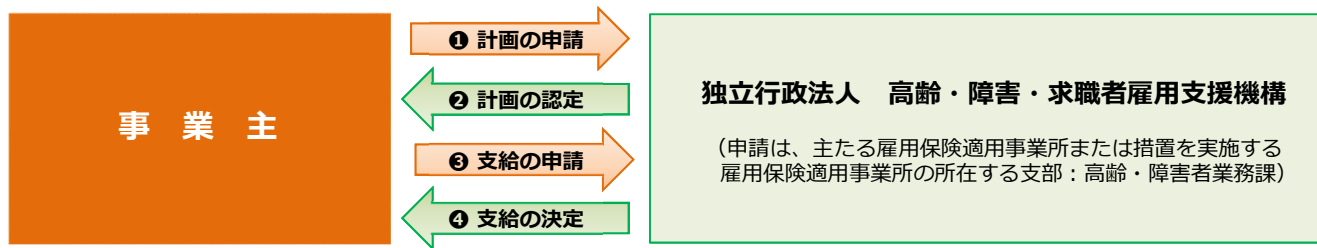
※ 2 生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

主な支給要件

- 「雇用環境整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内について認定を受けていること。
- 上記計画に基づき、雇用環境整備措置を実施したこと。
- 雇用環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定に違反していないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者※が1人以上いること。 ※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。
- 雇用環境整備措置の実施に要した経費であって、対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

受給手続きの流れ

① 計画開始の3カ月前の日までに申請



③ 計画期間終了後の2カ月以内に申請

Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

概要

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

支給額

対象労働者一人につき※1、下表の金額を支給します。

< >内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※2

中小企業	中小企業以外
48万円 <60万円>	38万円 <48万円>

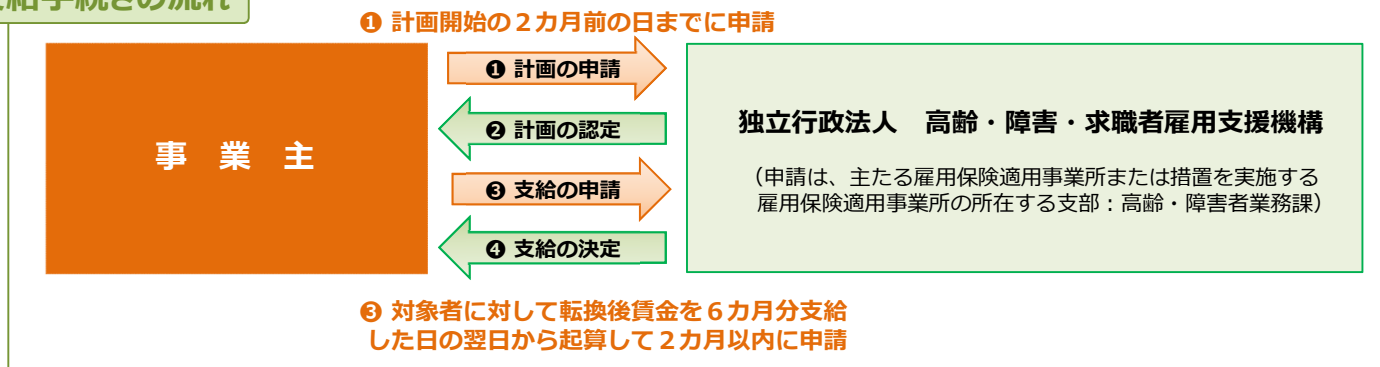
※1 支給申請年度1適用事業所当たり10人までとします。

※2 生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

主な支給要件

- (1) 「無期雇用転換計画書」を(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画内容について認定を受けていること。
- (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度※を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
※実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。
- (3) 上記(2)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
- (4) 上記(2)により転換された労働者を、転換後6カ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6カ月分の賃金※を支給すること。
※通常勤務をした日数が11日未満の月は除きます。
- (5) 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定に違反していないこと。

受給手続きの流れ



注意事項 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通)

- ・ 助成金の申請に関して、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- ・ 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- ・ 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

この助成金の支給要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高年齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

相談・申請の窓口一覧（各都道府県の支部高齢・障害者業務課）

	所在地	電話番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒450-0002 名古屋市市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102 合志市須谷2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

◆助成金の詳細は、厚生労働省と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにも掲載しています。

【厚生労働省】 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構】 <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>